京城新報

●陰曆 一月十九日

發行所 京城新報社 京城西署小門通 電話六六三番

大連市建設事情(七)

(ウ伯とク將軍の爭論)

黑鳩將軍の辨駁(續)

關東半島の租借地域内に鐵道敷設を即成すべしとの陸軍大臣の要求は幾等も容易に此の要求を滿足せしむるの道ありしなり例せば此の鐵道工事を陸軍省に移さば陸軍にては軍隊の助力を得て此の工事を速成するを得可かりしなり鐵道工事速成の爲めに軍隊を用ゐ可しとの陸軍大臣の提議を拒絶し此の工事を速成するが爲めに太平洋沿岸の通商の商港問題を速決せざる可らざるの理由あるを見ざるなり然るにウイッテ伯は前記技師の問題速決必要の斷案を以て確たる者と認めしかば技師ケルベス ユゴウイチの報告を得て後ち六日を經て一千八百九十八年四月十一日附を以て左の件を請求せり

(一)後來大連市及び大連港と稱せらるゝ商港を大連灣に經營する事の許可の件

(二)同港の建設を東清鐵道會社に託するの件

(三)同港建設を自ら指揮するの權限をウイッテ自身に至急與へらるゝの件

此の問題に關するウイッテ伯の上申は是れ陸海軍大臣との豫めの交渉を爲さゞりしものなり且つ此の問題の裁許はウイッテの希望に依りて參議院並に大臣委員會議、西比利亞鐵道委員會議等の最高行政機關の商議を經ずに裁許せられしものなり斯の如き問題解決の事を大藏大臣より書面を以て陸軍大臣に通牒せられしは一千八百九十八年四月十二日なりき同年十二月三十一日の西比利亞鐵道委員會に於ける提議には此の根本問題は既に六箇月前に上邊に於て決定せられたる者なる事を附記せり而して此の提議は東清鐵道會社に只だウイッテの指揮に依りて大連灣に建設せらるゝ商港の作業遂行を請求せるのみなりき

東清鐵道會社規則增補第二條にも一千八百九十八年四月十一日に東清鐵道會社は大連灣の築港(港と市街)工事を委託せられたる旨を記せり

十二月卅一日の西比利亞鉄道委員會には同じく南滿鐵道枝線の敷設を東清鐵道會社に託するの件をも提議せり

又此の提議には大藏大臣は一千八百九十八年六月廿五日を以て同じく西比利亞鐵道委員會の議を問はずに東清鐵道會社が太平洋の海上に同會社の商船を有するの裁許を仰ぎたる旨を記せり

以上陳述せる所を以て之を見るに大連灣に商港を設けんとするウイッテ伯の企圖は左の如し(一)ウイッテは一千八百九十八年の六月に大連灣は商港開設に適せる事を認めたり(二)大連灣に於ける商港開設工事を自己の指揮の下に東清鐵道會社に命ずるを利益と認めたり(三)ウイッテは大連灣築港問題の至急解決を急ぎ豫め高級審議機關の討議に附せず最も深き利害關係を有する陸海軍省に豫め交渉せずして此の問題を決定せる事明かなり

次に前述の如く商港問題の解決は豫め陸軍大臣と何等交渉質問も爲さずに決せられたるを以て商港近接の爲に旅順防禦上に危險なりとの陸軍省の言明もあらざりしなり尚ほ附言す此の新商港は旅順を隔る僅々三十露里に過ぎざるを以て我が艦隊の兵力の上より大連港は海上方面に對して安全なりしや勿論なり

旅順と相並び新に港灣要塞を築造するは我が財力の許さゞる所なりき若し斯の如き工事を起さば我が旅順の防禦工事の進捗を妨ぐる事甚だしかる可し東清鐵道會社代表者セワリエ技監は一千九百一年に大連に防禦工事を起すの必要を主張したるも此の意見は遂に行はれざりき大連に防禦工事を起さゞる代りに關東半島の守備軍を著しく增加せり是に依りて旅順より金州地峽並に大連迄で關東半島防禦の爲に一箇軍團を編成せられたり是と同時に大連に對する攻擊に備ふる地雷埋設條例を制定し且つ此の地雷圍界を防禦する陣地の防備工事の事を記し且つ一部の工事を施せり

然るに軍事上に斯の如き掛念あるにも關せず陸軍省の代表者は大連の港灣、市街の經營支出は實際に必要なる程度に止む可しとの意見を表明せり

一千八百九十九年三月三十日の西比利亞鐵道委員會に提出せる大藏大臣の提議にも大連築港市街工事の設計を調査する爲めに設けたる會議に於て陸軍省の代表者は大連の築港と都街經營の一切工事は大連の將來の意義如何を明かにするを得る迄之を根本的に制限せん事を希望すとの意見を發表せり

余は一千九百一年九月一日附の書面を以てウイッテ伯に東清鐵道の我が陸軍技師が實地大連工事を調査せる報告を移牒せり其の報告に曰く大連の商港市街を建設する場所は調査不充分なり港と市街の効力如何も街ほ不明なり斯の如き事情なるを以て此の工事の爲め一時に數百萬留の資を投ずるは甚だ不可なり故に工事は必要なる部分に止め港及市街が國庫の費に依らずして自然の必要に應じて發達するの時期を待つべし云々

ウイッテ伯は余が一千九百三年に極東より歸還せる際の報告にも大連市の經營が旅順に接近し居る爲に危險なりとの意見を言明せずと言はれたるも是れ又事實に反せり

余が極東巡視の報告に左の一節あり曰く「現今關東に大連市を經營せると共に敵國に取りて重大にして且つ至利なる行動の目的物を現出せるものなり故に防禦は唯り旅順を以て限りとす可らず大連にも亦防禦工事を起さゞる可らざるに至れり此の防禦を如何に設計せらるゝかは既に前段に記述せり

ウイッテ伯の寄書に尚ほ余の報告より我等は旅順の運命に關して安心するを得べしと記したる一節を引照せり是れ固より然り旅順の運命は主として我が艦隊の行動に關せり當時、我が艦隊は日本の艦隊と交戰するも必ず勝利を得可き成算を有せり若しそれ我等は宣戰前の突擊に依りて旅順に於てレトウイザン、ツエザリウイチ、パルラダの如き我が最良軍艦を失はざりしならんには我が海軍々人の成算は必ず事實となりて現れたるに相違なし」ノーウオヌ ウシミャ紙上に掲げたるウイッテ伯の寄書が事實に相違せる事以上記述するが如し云々

千金寨の新市街(續)

●新市街工事の景況● 昨年既に着手せられたる者の内倉庫數棟は既に落成し事務所は半は其工を竣はり居れり何れも煉瓦造りの大建築なり而して本年解氷を俟て着手さるべき工事は炭坑附屬の多數の宿舍、工場、倉庫等の外小學校、警察署、郵便局等あり且昨年十二月宅地貸下規則發布以來借地人より貸下を求めて既に其の手續を了りし者約一萬餘坪あり然り而して貸下規則に從へば土地の借用者は三ヶ月以内に設計圖面を提出し九ヶ月以内に建築に着手するを要し若し之に違反する時は直に借地を取り上げらるゝの約束なれば土地借用人等は何れも建築の成算ある者と見做すを得べし已に貸下たる二萬餘坪の地積は凡て本年内に建築に着手さるべきにより本年に於ける千金寨建築界の盛況は以て想像に餘りありと稱するを得べく目下請負人大工左官其他煉瓦製造業者は漸次續々として入込み來るの有樣なり

●新市街に對する設備● 新市街に對する設備は差當り水道、電話、電燈等にして是等は皆炭坑事業に對する設備と共に計畫さるべき筈にて水道は渾河の水を利用し以て一般に給用せしむべし已に技師山崎氏專ら其任に當り居れり電燈は炭坑事務所、宿舍は元より坑内の採炭運炭用にも之を利用し電話は現在各事務所のみに使用され居る者を擴張して新市街は勿論附近居住者にまで一般に使用せしむべき何れも本年夏頃までは夫々建設に着手さるべき豫定なりと云ふ

●新市街貸渡條件● 新市街の土地を借用するには其の町名、番地、坪數を記載したる賃貸申込書を炭坑事務所に提出すれば炭坑事務所は申込人の資力信用等を調査したる後ち之を相當と認むれば直に賃貸的承諾書を交付す借受人は三ヶ月以内に建築設計書並に圖面を提出し九ヶ月以内に建築に着手し少くとも二ヶ年以内に其の工事を竣成せざる可らず而して建築家屋の制限に就ては道路の等差によりて各區別あり道幅八間以上の道路に面する家屋は煉瓦造たるを要し就中二十間道及び十二間道に面しては二階建以上たるべく唯裏通りに面する者は木造たるも亦差支なきの規定とせり地代は最初賃借假承諾を得たる時直に十ヶ月分の地代を前納するを要し而して建築の竣成するまでは普通地代の半額とし既定の地代は一ヶ月に付き一等一坪十錢二等七錢五厘三等四錢四等三錢五厘五等二錢の割にて明治四十五年までは之を變せずとの約束なり

清露新條約

東清鉄道會社と吉林交渉局間に締結されし木材伐採及び鉄道附屬地契約左の如し

●木材伐採に關する要點は東清會社は石頭河子、高嶺子、一面坡の三箇所を材木集積所に充つる事、會社需用木材の三分一を交渉局に納むる事、交渉局は毎年八月伐木許可證を交付し會社は一箇年内に許可證内の數の三分の一以上を伐採する事會社は木材長さ露尺の二尺二寸厚さ一寸四分毎に一哥の四分の一を拂ふ事但し此の率は五年を限り期過れば再び商議する事、毎年需用の木材は燃料二十萬本枕木八十萬本建築用二十萬本とす

●鉄道附屬地に關する要點は此の地區は綏芬河を起點とし阿什河停車場に至る五萬五千垧の地を指す事、會社は民地にありては三垧に分ち毎垧七十二留以下十一留迄官地は毎垧八留を支拂ふ事、會社は附屬地内に船舶車馬の往來を妨げざる事、附屬地内の土民は爾今三年間居住を得會社若し移轉を欲せば相當の費用を給する事

以上二契約は前電炭坑條約と共に前年周冕の締結せしものを改訂せしにて黑龍江も亦之に準ずとなり

新疆旅行記(續)

九月二十九日、余は暗夜に余の馬車の前方に立ちて徒歩しつゝありしが、突然馭者の呼び聲を聞きしかば、周圍を見回はせしに騎馬せる三人の男が吾等を追跡し來るを見たり、余は歩を止め彼等の到るを待受けしは彼等は一言をも發せずして通り過ぎたり、余は彼等の一人が旋條銃を有せしと、彼等が蒙古人若くは『ハッサ』人の如く見ゆるここに着眼せり、馭者は彼が彼等の盜賊なるを知れることを余に耳語けり、この三人の賊は、暗中には屈強の根據とすべき數戸の廢屋の間に其影を隱せしが、吾等が廢屋の前を通過せるも、何等の妨碍をも爲さざりき、伊犁府より『シフオ』に至る迄は、官憲は一兵士に命じて余を護衛せしめたりしに、此場合には兵士は余と共に在らざりしなり、兵士等の武裝は、獨逸の旋條銃なり、寧ろ兵士の或る者は、盜賊と同類なるべきやを疑ふ、故に余は決して護衛兵を請求したることなけれども、官憲が護衛を附せんことを主張する場合には、唯其意に從ふのみ、『ウランス』にて數千の肥りたる鵞鳥を見たりしが、旅舍に着きたる時も、夜中鵞鳥の騷音を聞くことを得たり、翌朝彼等は南方に飛去れり。

『ウルムスチ』にて『デーリング』氏は十月中稍烈しき病に罹りしが、平癒の後十一月二日、同市より以下の如く通信せり余の聞く所に依れば、新任の滿人大官は遂に肅州に達し、來年に至りて此地に到らん豫定なりと、此老紳士は、萬事を甚だ平易安穩に思惟すれども、彼が其指揮を掌るものと想像する二萬人の兵士は、其半數以上は存在せざるなり、大官は三日間小車にて旅行せしが、振動甚しき爲め健康を害し、之が爲め其後の旅行は大なる肩輿に依れり、こは心地好き旅行法にて、椅子は其中に身體を自由に延ばすことを得る程の大さなれば、樂に眠ることを得べし、冀くは此大官が政府を動かして、新疆に通ずる良道路を造られたきものなり。

十一月五日、吾等は兵士の成營を訪問せり、その内に約三百の兵士あり、十二人乃至十五人宛、組をなして一家に住せり、其家屋は何れも壁に沿ひ、七八個の泥土の寢床を有し、此土床は室の中央に於ける深き孔の中に燃せる火によりて熱せらるゝなり、長官は多くの室を有する大家に住す、彼は洋風の暖爐を用ひ、吾等が通されたる室には赤く熱せる『ストーブ』を置けり、此時恰も兵士等は早朝の外出より歸來れり、彼等は早朝拂曉に銃鎗を肩にし、或者は洋式に從つて造れる喇叭を携へ、城壁の周圍を巡行し、歸り來りて後、朝食の用意を整へ、室の中央にある火を以て其食物を料理し、其火の周圍に坐して食するなり、吾等の成營訪問は充分に興味ありき、然れども吾等が希望せし如く多數の書籍を貸渡すこと能はざりき、多數の兵士は彼等が讀書すること能はざるを其口實とせり」(後略)

●露國政策に面白き秘訣あり 哥薩克長槍を提げて先づ之を屠り、僧侶經典を捧げて次に之を賭し、最後に商人粗品を齎らして之をちやくると、評し得て妙なりと雖、兎も角露國殖民政策に一種の主義あるは明瞭也

小說 紅のみだれ(七十六)

永井櫻園

「なるほど、それで分つた、あの美人の賜が何うして家など持つたであらうと、不可思議に堪られなかつた。」

が、しかし、誰が盡力で借たにしろ、病氣は快くなる、家は持つ、斯麽目出度い事があるもんぢやない、改めてお悅を述べる。

僕も早速何か祝の品を持つて來やうよ。」

「其樣心配なんか必ず爲て下れるな。」

「心配するほどの物は持つて來やア爲ないよ、はゝゝゝ、時に美人が君のために斯くまで全力を注いで盡力するのは、全く君の境遇に同情しての任俠か、それとも他に事情があるのか。」

「イヤ、相談したいと云ふのは其事だ、實はこの一月頃寄席に通つてる頃、笑談半分に夫婦にならうぢやないかと揶揄つた事があるんだ、それを眞面目に受けたと見えて、僕が和田垣家を去つて以來、非常に苦辛して、行衛を探して居たんださうな。」

「れい〳〵待て、いくら病人だつて、手放のお惚氣なんか恐縮するね。はゝゝゝ」

と、高く笑へば、何と間違へたか、下女のお松が來て、

「お呼びなさいましたか。」

と、手を支へる。

「イヤ、呼は爲なかつたが、丁度宜い所だ、何か料理店へ然う言つて、松岡君に一杯出して下れ。」

「畏りました。」

と、立つて往く、松岡、慌てゝ、

「イヤ、然う笑談を事實にされちや困る、御馳走になるんなら、改めて祝ひ……御馳走になる、今晩は止して下れ……お松さん、ちよいと、ちよいと……困つたね、モウ往つちまつた。」

「ナニ、宜いぢや無いか、病人の傍なんてものは陰氣で可厭なもので、一杯飲みながら話さうぢやないか。」

「でも、君はまだ飲めないだらう。」

「僕は、日本酒を飲らない代り、これを少しづゝ飲るさ。」

と、香竄葡萄酒の瓶を見せる。

「だが、氣の毒だね。」

「氣の毒も何もあるもんか。」

「では、御馳走は遠慮なく頂くとして、其の續を聞かう。」

「モウ、手放の惚氣でも我慢して聞くだらうね。」

と、微笑する。

「はゝゝ、モウ止を得ないさ、いくらなりと話し給へ。」

と、哈々と笑ふ。

「ぢや話さうよ。それから僕の居所を探して居る中に、そら、此間の銀牌一件ね、あの件が新聞に出て居つたので、新聞社に問合せたり、展覧會の方へ問合せたりして、漸く四國館に居る事を探り出して來たんださうな、然う云ふ熱心だから、何でもない前約を履行して下れと云つて聽かなかつた、だから僕も笑談にしても言つた辭でもあり、僕のやうな素寒貧をそれほどまでに思つて下れる其の親切に感じて、ツイまあ改めて約束を結んで了つたのだ、が、後で考へて見れば、兄弟同様にしてる君に相談もせずに極て了つたのは、實に濟なかつたが、で左に右來て貰つて詫も爲たり、相談も爲やうと思つて、其で手紙を出したんだが、君は何と思つて下れる。」

吾人をして先見の名をなさしむる乎

豫言は將さに現實にせられんとす、嚮に日本人次官の任命せらるゝや、吾人は伊藤公の所謂裕名取實に、其實裕名取實たらんに至らむことを杞憂し、併ら當局に警告したり、然れども當局者は馬耳東風何等顧慮する所なかりき、而して近時の狀態は如何、次官は大臣に過度の尊敬を拂ひ、大臣は次官を凌侮頤使せると聞く、啻に凌侮せらるゝのみならば尚恕すべしと雖も、次官の建策は屢々峻拒せられ、終には統治の實權をも失ふに至らば、之れ寒心すべき事にあらずや、斯の如きは我統監府を侮辱すると一般ならずや。

希臘人には恩なるもの、猶太人は頑くもの、夫れ如何なる好辭令と雖も其國俗民情に依り施設を異にせざる可らず、之れ善巧方便を要する所以也、況や疏冥闇の國民を撫するに於てをや、吾人の見を以て施政の方針を按ずるに殆ど此差別を遺忘するが如き感なきにあらず、吾人の見を以てすれば此方針や既に根本に於て誤れるものと信ず、畢竟韓國民を誤解せるより生ずる結果なるべしと雖も、伊藤公の餘りに急なるに呆然たらざるを得ず、懷柔政策は幾度か繰返されて大失敗の蹟轍たり、今更に亦た之を繰返すの必要何處にかある。

要するに根本誤謬の結果は、韓國本位てふ大思想と今日主義の外何物もなし、斯る國民の常性として優過すれば押過ぎ、却て我を凌がんとするに至る、斯る國民に向つて始より懷柔策を取らむとす、之れ謬れるの甚だしきもの也、要は秋霜烈日嚴として一歩も假借せず一意我に順はしめ、而して後徐ろに懷柔せざる可らず、新條約締結迄には如何に軍隊の力を要したるか、之れ伊藤公の記憶に新なる所也、之を以て見るも斷乎たる處置に依らざれば何事もなす能はざるや明か也、此根本的誤謬を正し、日本々位となさゞるに於ては、保護底治の實蹟は勿論、大和民族の發展は到底望むべからず、幾萬の生靈を犧にし、幾億の財を費消したる日露役の眞義を明にせむと欲せば、現狀を打破して根本の方針を確立せざるべからず、而して日本々位となすに於ては、百事茲に解決すべし、日本人大臣の任命の如きも亦た易々たるのみ、然るに今や次官は大臣に叩頭し、頻に其意を迎ふるに汲々たりと聞く、吾人の杞憂は今や全く現實にせられたり、噫々。

無政策

韓國に對して我國策を說き、我國是を論議するは已に遲きのみ、只だ其れ韓人を治むるの政策に於ては我帝國は常に活動せざる可らず、進取發展せざる可らず。

若し文明を敎へ、制度を改め、財政を助くるのみにて政策ありとせば、是程韓人に取りては都合善き保護者にして帝國は何によりて此邦人を治むるを得べき、今日の如くんば我貧困なる國庫は巨額の立替融通を力めつゝあり、我軍隊は多大の兵力を動しつゝあり、荒蕪地の開拓、鑛業の發達、我邦人が戰後に企てたる新事業の見るべきものあるか、統監府設立以來暴徒一たび起りて公私官民の經營は殆んど爲す無きの有樣にて僅かに官費の消費に幾何の任留民を增加せると云ふに過ぎざるのみ、伊藤公の智にして政策に發展する處無し、其以下の賢明なる當局者が日々韓官と細末なる行政學を講究するに忙はしきも知るべきのみ。

今や我帝國は韓國に對して全く無政策なり世界に向つて獨力を以て保護指揮管理の責を證明したる當日の勇氣と智慮を全ふすべきは實に今日に在り。

●●●● 世界と暴徒

餘り長らく暴徒靜らずして、又暴徒の禍次第に外人の敎會及商工業に及ぶあらば、列國は此狀態を目擊して沈默せざるに至るべし、一たび沈默を破るの日あれば、少くとも保護國の名譽を損し、其實を疑ふに至らん、疑ふべきは此一事に在り。

●●●● 官吏の暗闘

若し我官吏間に暗闘ありとせば、そは權限爭より生じたる感情の背戻乎、若しくは韓人の爲めに累起したる爭功の結果なるのみ、怖るべきは韓人の口舌也。

彼は役者をして見物人たらしめ、見物人をして舞臺に上らしむる程の口舌あれば也。

紐育電報

▲米新聞の論調

華盛頓新聞は曰く若し日米間に騷論起るとせば厈は滿洲問題なり何となれば米國は支那の領土保全と門戶開放主義とを維持し之に依りて滿洲問題を解決せんと欲すればなりと(十九日發)

北京電報

▲北清事件張本死す

北清事件の張本人唐福表は甘肅にて逝去せり(十九日發)

東京電報

▲昨年の米實收高

昨年の米收穫高四千九百四萬三千八百石にして前年に比し五步九厘に平年に比し一割一步の增收なり(十八日午後發)

雜報

●三大臣遞任說　韓人間に傳ふる所に依れば內閣の改造と共に總理大臣李完用內部大臣任善準、法部大臣趙重應の三氏は其職を去り他に適當の人を以て內閣を組織すべしと

●高橋慰問使北青着　陸軍步兵中佐高橋慰問使の一行は十八日北青着の電報其筋に達したり

●城壁撤毀費額　京城內四周の城壁を撤廢することゝなり其委員の如き既に發表せられたるが之れに要する費用は四百萬圓の豫算なりと

●乾元節園遊會に就て　陰曆二月八日現皇の誕生に相當するを以て同日昌德宮に於て內外人を招き園遊會を催さるべしとのことは既報せしが寒氣未だ薄らかざると當日は我陸軍紀念日に當り軍司令部に於て宴會を催さるゝに依り双方差支あるを以て同園遊會は一週間延期さるゝ豫定なりと

暴徒教會堂を襲はんとす

韓廷が地方に於ける暴徒宣諭の爲め種々の策を講じたるも何れも失敗に終了せるを以て更に法部大臣趙重應の策を容れて基督教徒を擧げて宣諭委員に任し各地に向け派遣したるに暴徒等は却て激昂し教會堂を襲擊せんなど脅迫的書面を投ずるに至たるにぞ英米の領事は大に不安の心を抱き終に統監府に交涉し宣諭委員を召還するに至りたるにも拘らず暴徒等は基督教徒をして我々が行動を妨ぐるものなりと推し各教會堂を襲はんと聲言するものある爲め統監府に於ては非常に苦慮しつゝありと

波斯皇帝暗殺

一昨年來ペルシャ國に內亂起り政府の兵力に訴へたる鎭定も今日まで効を奏せずしてありしが近着のニューヨーク電報によれば同國民に不人望なりしペルシャ皇帝は今回因徒の爲に暗殺せられたる由なり

●土地證明に就て　同一の郡內に存する數筆の土地を同一の契約書に依り典當となしたる場合に於ける證明及び査證は賣買、交換又は贈與と同樣の取扱なりと云ふ即ち理事官が證明を爲す場合には一件として取扱ひ其證明手數料は總價額の千分の二(但し五十錢を下ることを得ず)を納付せしめ臺帳には各筆每に別載す又査證の場合には同じく一件として取扱ひ査證手數料として五十錢納付せしむ臺帳記載は前項に同じ認證に付ては關係各統首(洞長)が契約書に連署認證を要するものとす認證手數料は各統首(洞長)に對し五十錢宛納付する者なり

經濟協會例會

韓國經濟協會にては本日午後六時より日本人倶樂部に於て例會を開くことゝなれり同會には小川上雅二氏の「植民地に於ける土地獲得に就て」中川虎太郎氏の「韓國の窯業に就て」の談話ありと云ふ

韓南沿海汽船會社補助

豫て釜山より大池忠助氏岡十郎氏等來京して設立許可及び韓政府よりの補助を運動中なりしが聞く所によれば昨日の參與官會議に於て一箇年三萬圓宛三箇年間合計九萬圓の補助金を農商工部所管產業奬勵費中より支出する事に決したりと云ふ因みに發起人等は五箇年間十二萬圓の補助を申請したるなりと

●金裕元氏の上京　雲峴宮の隸僕として最も名望ありし金裕元氏は此程鄕里より上京し目下滯京中なり氏は八十餘の老齡なれども其意氣は益々壯んなりと氏が上京に就て警視廳に於ては或は暴徒と何等かの關係あるにあらずやと其行動に付大に注意し居れるものゝ如し然れども氏が意見なりとして語りたるものなりと云ふを聞くに韓國は古來支那に隸屬し居れりしが時勢の推移に依り日本の保護下にありとて之れに反對し暴動を企て良民を苦め國家をして益々危殆に瀕せしむ余は國家が何れの强國に保護さるゝともソワ古來よりの慣例とも云ふべければ敢て關する所にあらず只だ暴徒の爲め人民は益々困弊して生活に窮しつゝあるにあらずや今日の要は暴徒を鎭靜せしめ人民を塗炭に濟ひ國家をして安泰ならしむるにありと

●警視廳の需給品調査　警視廳に於ては城內に於ける米穀其他運搬材料及び職工數等の調査に着手すると云ふ

●御下賜金處分　仁川民團に於ては過般東宮並に有栖川宮の兩殿下より御下賜ありたる仁川病院設備費處分に關する件は既に理事官の承認を得たるを以て目下東京に向け醫器購入に就き照會中なりと云ふ

龍湖島方面の賊徒

龍湖島分遣所に於ては去る十一日貴重なる郵便物を某地に送達せんが爲め憲兵上等兵三名及び馬丁通譯等の一隊を作り午前九時紀元節の遙拜式を終り出發せしが途中甕津郡馬山九里温井に於て(馬山八里の高地より坂を下んとする所即ち高地と水田の中間にある巾約三十米突の小川の西方土手上)擧動怪しき韓人二三十名徘徊し居れるを發見したるを以て我が一行は同地の後方に依り彼等の樣子を伺ひ居りしに彼等は各々武器を携へ機もあらば我を要擊せんとするの氣勢なるより我は直ちに郵便物を後方に持ち去らしめ上等兵三名を該高地に向はしめ戰鬪を開始したるに賊は案外にも頑强に抵抗し右の小川を越ゑ接戰せんとするの有樣なるより我は一齊に急射擊を加へ同時に突擊を試みしに賊は我が猛烈なる武力に懼れ倉皇敗走せしが我は尚は追擊を加へしも終に其の蹤跡を失ひたるが察するに其の大部分は秀俗山の凹地を越ゑて海州郡嘉川面方向へ逃走せしものゝ如し次に賊の死者二名獲品は火繩銃二火藥入二等なり

韓人巡査戰死の詳報

德川電報に見へたる既報韓人巡査一名戰死の詳報を聞くに初め寧邊郡內に暴徒侵入の情報を得たる同郡駐在巡査龍野讓輔氏は韓人巡査車內和、金濟澤、朴泰河の三名と共に本月十日出發偵察のため新昌面地方に向ひ同面倉里止宿中十二日午前二時約七十名の暴徒突然宿舍に襲來し包圍發砲せり巡査の一行は稍く掩蔽物を利用し賊徒の動靜を窺ひ射擊の稍々緩漫となりしに乘じ龍野巡査先づ出でしに賊は同巡査の身邊に集まり來り刀を振つて左肩部を斬る同巡査は賊の携ふる軍銃を奪ひ奮戰大に努め其の五名を殪し遂に賊群を退却せしむ韓人巡査は變裝して宿舍を出で應戰しつゝ面長門前に至りし時再び數十名の集團に包圍せられ奮鬪して賊の二名を殪し車、金の兩巡査は遂に敵彈のため戰死せり龍野巡査の負傷は左肩胛部側に於て長さ三仙米突半橫一仙米突深さ一仙米突半の切創にして三週日を經過せば全治す可しと云ふ德川警察分署よりは巡査を增派して右の賊徒の蹤跡を搜査中なり

●一進會益々不境　高原郡の一進會員數百名は同會の目的が賣國的なりとて同會を脫會し耶蘇教徒となりたりと兎に角一進會は益々不境に陷りつゝあるは事實なり

●大韓協會の發展　大韓協會總務尹孝定は慶尙道大邱に支部設置の目的を以て遊說中結果良好にして直に二百餘名の加入賛成者ありて十六日歸京し尙引續き會務擴張の爲め近々三南地方及び全州方面に向け遊說の途に就き活動すべしと云ふ

仁川に於ける土管商況

韓國に於ける土管の主もなる需用は鐵道に沿ふ溝渠排水用に在りては日本內地の如く上水排泄用又は下水排泄用としての需用尙は未だ僅少なり勿論溝渠排水口其他下水道官公署私人の上下水道用として京城龍山等に於ける大規模の建築其他仁川永登浦等の私人の建築に要したるもの多少之れありしなるべしと雖も重もなる需用としては到底鐵道用に在りと云はざるを得ざるべし鐵道に屬するものは統監府により道路若くは官公署の上下排水路に要するものにして大口のものは工事請負人に於て直接日本より輸入し來るを以て右取引に關する必要の事項は玆に之を記述すへき事實なし而れども工事請負人にして直接日本より輸入するの便宜を有せざるもの又は速成を急ぐ等の事由よりして豫しめ時日を期して當港の商に於て之れが下請負を爲さしむることあり當港商人は是等下請負の爲め日本より之を輸入することあり昨年度に於て當港に輸入したる土管は稅關の統計に依れば約一萬四千圓に過ぎず此輸入先は名古屋の知多にして普通床鍋燒と稱するものなり當業者の言によれば昨年來內地製造元の原價騰貴したるが爲め輸入に就ての運賃其他の費用と破損減失等の損失を計算する時は動もすれば不引合を來すことありしと云ふ而して上下水道用としては居留地の現狀尙未だ進まず殆んど完全なる下水道の設備なきのみならず私人の建築に於ても上下の水道を設けざる向きへありて偶ま之を設くるも土又は板石を以て之れに充つるに過ぎざれば此種の需用は尙多くの未來に在るべし鐵道用としても京元平安三南等の鐵道にして愈敷設せらるゝ曉はいざ知らず先づ當分大口の需用は之れなかるべき樣子なり韓國政府の經營に係る龍山煉瓦製造所に於ては韓國政府の建築に係る官衙官舍等の需用の爲め土管を製造せり政府の事業として之れを經營するに於ては有利の業たるを失はずと雖ども個人の事業として之を經營することあらんか敢て有利の業と認め難きに似たり何となれば第一燃料の內地に比し高價なること第二勞銀の割合ひに低廉ならざること第三寒氣の候多くして製造し得べき期間は一ヶ年僅かに七月に過ぎず五ヶ月は殆んど製造を休まざるべからざる事の障害あればなり今や日本內地は明治四十五年の萬國大博覽會建築の需用を見越し盛に製造に着手し直段を引上げたるを以て輸入上一層不引合に陷るの威なき能はず當港土管商の賣り直段を擧ぐれば左の如し

	昨年春以來の直段	時價
徑三寸一本	十八錢	二十三錢
四寸	廿八錢	三十三錢
五寸	卅八錢	四十三錢
六寸	四十八錢	五十三錢
八寸	八十錢	九十錢
尺	一圓二十錢	一圓四十錢

咸南の金融狀態

咸南地方は從來葉錢の流通區域にして農家の收穫近年豐饒なるの結果金融上異狀なきが如しと雖も彼等が日常使用しつゝある葉錢は年々流出して減少の一方に傾き居るを以て多少逼迫せるは勿論にして殊に商人に至りては例年明太魚漁獲期節より年末年首に亘りて逼迫を見る有樣なるに加へて葉錢の減少は一層の逼迫を促したるものゝ如く現今葉錢相場は二十二三割に昇進し居れり金利は月三步を以て普通とし紙幣は最も廣く流通し又大に歡迎せられつゝあるも補助貨の流通は甚だ狹少にして一般の取引には殆んど通用せざる實況なり之れ韓人の腦底に葉錢を重んじ新貨の便益を解せずして守舊の觀念脫却せず大勢如何とも爲す能はざるを以てなり

●●●●●● 電車賃値上反對演說會

熊谷民團長及び秋吉會頭の調停によりて之が終りある好結果を見ん事を待ち搆へ一時其の熱誠なる氣勢と筆鋒とを收め居たりし朝鮮日々新聞は兩氏が數回の交涉終に其の功を奏せざりしを以て今は又々初期の目的を貫徹せんが爲め一昨夜龍山座に於て之が値上反對大演說會を催ふせしが來り聽く者約九百名(內京城四分龍山六分)近來稀なる盛會を呈したり先づ開會の時刻迫るや龍山支局主任松本氏開會の辭を述べ次で山口森、松本、今井の諸氏順次登壇何れも從るが如き意氣と燃ゆるが如き熱血とを以て其の所說を述べしが聽衆は始終拍子喝采を以て之を迎ひ宛かも四壁も崩れん許りの有樣なりき中に電氣會社の社員らしき者十四五名傍聽に來りしが是等は何れも入場を峻拒したりと

●税關支署長會議　過日來仁川税關にては支署長を召集して會議を開きつゝありしは既報せし所なるが其會議の內容は官制改革されたるに諸種の事務變更したるを以て是を打ち合すのみにて明日頃閉會さるべしとなり

●信濃川丸の代船　仁川長崎間の航路船たりし信濃川丸が過日群山沖にて擱坐したるを以て商船會社にては大阪元山航路船たる隅田川丸を以て臨時代船として航行せしめつゝありと

京城居留民の死亡率

其筋の調査によれば京城居留地昨年度の死亡率は下の如し出產四百三十七に對する死亡者六百八十二なり而して死亡者中四百[illegible]性にして二百七十五は女性なり亦出產者中の二百五十七は男性にして百八十は女性なり、假りに昨年度の居留人口を二萬とすれば死亡者は百に對する三の割合に當る

●視察中の松井局長　松井警務局長は昨日光州の視察を了へ榮山浦に引返し木浦に向ひたる旨其筋へ電報ありたり

●谷口技師の轉勤　統監府鐵道管理局技師谷口小次郎氏は平壤出張所詰に轉し本日赴任せらるゝ筈

●屬官任命　濟水三雄氏は理事廳屬に任し京城在勤を命せられたり

近時片々

▲伊藤　公太子大師皇族待遇は公の人物等下る而も乃公獨得意滿面目出度加減[illegible]

▲韓國　皇室と人民は日本と異る唯皇室を手に入れば統治成ると思は既に根本を誤る

▲根本　既に誤る失政は當然暴徒の蜂起排日的基督教徒の增加亦當然此間の消息悟れ

▲京城　日報子今頃暴徒の事を云ふ而も鎭靜近しと迂亦極る暴徒は是からが殖るウフ、

▲暴徒　鎭壓方法は一進會討伐隊宣教師徒其間の消息を解するに有安何の効わる

▲統監　府成算ありや地方在留邦人生命財產の安固は何事を措ても爲すべきの急務也

▲今日　の狀態殖民も糞もあつた者に非ず地方在留者皆逃歸る之れ統監政治の失態也

▲暗闘　は京城の特色か統監府韓國官吏構監府と宣教師其陋可笑公明の態度あれよ喝

▲電車　問題更に火の手上る大韓子曰く々大に叫ぶコールブラン宜く輿論に服從せよ

▲輿論　も人道も踏付にする奴は如何とも濟度し難し養寬棒奴打擲る外なし咄

▲時間　も韓時となり驛名も韓音となる角習慣付たる者を破壞する必要何所にある

▲如斯　事迄爲す役人連餘程閑散と見ゆるかす此閑を利用し以て暴徒の研究は如何

▲遂莫　之が卽ち韓國本位の特色也と云か亦何をか云はむ謹で御手際拜見可仕候穴賢

●[redacted]谷事務官一行の出發 [redacted]
れたる[redacted]谷氏の一行は今日出發せり

●警部の交任 榮川分署長内部警部鈴木

兵作氏は一昨日警視廳に出向を命ぜられ東[redacted]

●趙夫人の日本行 皇太子に陪從し目下東京に滯在中の陪從武官長趙東潤氏の夫人は此程日本に向け出發したり

[redacted]役所書記（五級俸）に任ぜられ第一課長を命せられたり

●仁川局員の轉任 仁川郵便局[redacted]田邊[redacted]は今回群山郵便局に轉任し又小包主[redacted]麻村九一は通信手となりたり

●十八日參內者 昌德宮詣卅一人（內婦

●一進支會長悖行 碧潼郡一進會支部長[redacted]んとせしも同人は之を前知し何れへか逃遁

藤村忠助君

予の見たる仁川紳士　懸法士

月曰三十行

君は番頭の優なるものである即ち勸農會の支配人として仁川に於ける同會の全權を掌握し絶えず扱かりなく活動して居るのであるあるが余想へらく君が同會の現職に有付いたのは何れの縁故であるかは知らぬが兎に角君が過去の歷史を繰返して點檢して見ると其如何苦心運動の結果であるかゞ判るであらう、君往時商業會議所の使丁として孜々として他意なく働いて居つたが君の天才は遂に使丁に滿足する所なかつたのであらう見る人があつて君を救ひて君をして世に出でしめた、かくて君は才氣の迸る所に任せて活動したので一躍勸農會支配人となり繼いで民會議員となつた斯の如く君は先づ一部の成功をし幾何の金を貯めたのである、君は實に運動屋であり、ハプチャップである、仲買の優なるものである、現に君が勸農會支配人てふ地位にあつて土地の爲めに金を儲けた事は尠なくないといふ、之れ蓋し事實であらう、予此點に於て君を稱して番頭の優なるものとし敬意を表する所以である、斯の如く君を觀察して來ると、普通凡百の紳士である樣であるが仲々そうでない、即ち君は拔目なき敏捷なる長所を有して居る、彼の流石の加來老公に脊ひ投を喰はして尙綽々として餘裕あるあたりは之を證して居ではないか（忘評多謝）

秋月菊の傳 其十二

紫生

桃花一朝の榮に誇りし市作おとみの兩人も今は寢るに家なく倚るに人なき身となり果てしが斯くても尙ほ前日の非を悔ひ自ら責むる心もなく如何にもして一攫千金の利を贏ち得て此の不幸に際會せる我等に一片の同情をも寄せ來らざる並木一派の奴ばらの顏見返して遣らんものと僅かに携へ出でたる手匣の裡の現金を賴みとし韓人贋しに浮身を窶したりしも彼等とても何時までか呉下の舊阿蒙ならむや却りて彼等の爲めに紿かれ多くもあらぬ金は増々其嵩を減じ來るにぞ元來愚かならざる彼れのことゝて此所に全く思案を變へ女房おとみの其道にかけての辣腕家なるを幸ひに翌廿六年七月頃漁夫、船夫などの生血を吸ふべく怪しげなる小料理店を開業したるも此れとて數あることなれば思ふた程の儲けはなけれど其日〳〵を送るには差支へなき迄には繁昌すれど曾にし日の榮華の夢未だ全く醒ず念は果敢なき、うたかたの泡と消へたる跡を辿り面白からず明かし暮らせし其年十二月中旬の事、見るもいぶせき四十斗りとも見ゆる一人の女五歳計りなる愛らしき娘の手を引きて小腰を屈め訪ひ來りて折柄店の長火鉢の前に胡坐して賓客の甲乙を相手にして氣焔を吐き居たる市作に向ひてイト可憐に頭を下げて私は對州の者にてかねど申すものなるがお女將なるおとみさんかねて在でなさるならば一寸會はして下されたしとのことに折惡るしとは思ひしかど然りとて無下にも追ひ遣るべき筋にもあらねば酌婦の一人を聰でシャクリて急ぎおとみを呼び來らしめたるにおとみは彼の女と顏見合はして一寸面白からず眉根を寄せしが見知らぬものにてもなしと見へさあらぬ體に請じ入れ一別以來の挨拶を濟ませし後酌婦達を奥にひ遣り扨其來意を尋ねたるに彼の女は世慣れぬ無調法なる言つきもて其夫の漁夫なることより出漁先なる當釜山にて先月以來病臥せるとて貯等も薄きものから看護も思ふに任せぬこと抔涙ながらに委しく物語りたる末甚だ申兼ねたれど同郷の厚誼に幾分の助力に與りたしとの事を耻しげに賴出したるを先刻より共に聞き居たる市作は御困難の程お察し申すが一圓二圓のことなら兎に角夫れ斗りでは何んにもなるまじさらばと云つて十圓廿圓とは見らるゝ通りの稼業柄では差し上げ兼ぬる其所で面白い相談がこゝにある、と云ふのは外でもなし今連れたる娘御さんを私どもへお預けなさるさ、すれば貴女の身もかろくなり病人の看病も思ふがまゝに出來ると云ふもの夫れに此の子を預れば廿圓丈け心配して差上るとは行かぬけれど立替へ申すべし御亭主の病氣も癒り其金さへ御返濟下さるとならば此の子の處は何處でもお返し申す、と云つて何も此の子を抵當に取ると云ふ次第ではなく私等二人も此の年で小兒のないのが淋しいから云はゞ夫れ迄借り度いのでご生來得手の艶口もて貧に惱める憐れの女を誑かさんと企めるとは知る由もなき彼の女は後の嘆きとなるとも知らず現在の急場を逭れ得る蜜より甘き相談を爲元思案に承諾つ市作おとみの兩人を神かとも見て縋り付く娘の手をば拂ひ退けたる其掌に廿圓の紙幣引つ掴み亭主の上の心にかゝればと走るが如く立ち去りたるが此の娘こそ誰あらう自ら妹を秋月と呼ふ今のお菊の前身なりけり

六十の韓家を破壊す

不起訴となる△宮田檢察官談話
村谷側の談話△石黑辯護士證言

（つゞき）かくて村谷は府尹の手を經て代金支拂督促の手續をなしたるも更に要領を得ず、因つて又六月二十五日付を以て同月三十日迄支拂の期限にて第四回目の立退請求を其筋に提出したるも韓民は相變らず期限に至るも更に立退かず、村谷は當時多忙なりしを以て七、八、九月の間放擲し置き九月中又々第五回目の立退請求を警理署に訴へたる結果九月二十六日限立退くべし若し立退かざるときは村谷の手に於て家屋を破壊するも差支なしてふ判決ありたり因つて村谷は今日迄數十回の手續を經たるも要領を得ざりしを以て今は猶豫ならずと十月一日警務署巡檢二名、理事廳巡査一名の立會を乞ひ家屋の破壊に着手したり、然るに韓民は飽迄事を苒延せんとして約十戸計り破壊せる頃其代表者か警務署に出頭して今後一週間内には必ず支拂を了すべきを以て一先猶豫の取計ありたしと嘆願したり、此報に接したる村谷は然らばとて之れを容れ其儘破壊を中止したるが當時恰かも東宮殿下御來遊前に當りて防疫事務等多忙なりしを以て其儘放擲し置きたるが尙未だ韓民は支拂をなさず越ねて三十日警務署の名を以て三十一日迄納入すべく若し之れを果さゞるに於ては斷然家屋を破壊すべしと韓民に通告し其翌日遂に六十戸の家屋を全部破壊するの止むを得ざるに至れり、家屋破壊の顛序は略以上の如くにして村谷は韓民の爲めに數十回、三年の久しき欺かれ來りたるも若も韓民の言を容れて其儘に放任せんか、費用のみ嵩みて代金支拂は幾年經つても之れなきは明なる事、家屋破壊の擧に出てたるもの實に止むを得ざるに出てたるにて、且其筋の手を經てなしたるものなるを以て法律上より之れを見るも敢て違法にあらず然るに齋藤、増田の兩名は村谷を起訴したるは兩名は偶ゝ韓人家屋を抵當として韓民に金を貸しありしものにて之れに就ては村谷は十月二十七日付齋藤に對して家屋解除の通知を爲したるも齋藤より何等の返事さへなかりしが右破壊後に至りて大崎辯護士を代人として訴を起したるなり、因に土地代金一萬四千四百八十五圓二十一錢五厘の內韓民より支拂たる額は僅かに四百九十五圓七十五錢にして之れを元利合計すれば實に二萬七百四圓三十五錢七厘となれり云々以上村谷側の說明は宮田檢察官、石黑辯護士によりて證明されたるもの吾人は尙此上事實の眞僞を確むるの必要なし、只今回の告訴人側に意外の魂膽ありしにあらずや之れ吾人が更に精探の上讀者に告ぐる所あるべし

各種統計

京城理事廳管內に於ける客年十二月三十一日現在の各種統計は左の如し

△韓國人民數　戸數は五萬九千八百六十一戸、人口は男十八萬九千八百七十三人女六萬四千三百三十一人計二十五萬四千二百四人

△外國人民數　左の如し

一英國　戸數十三戸、男二十八人女九人
一米國　戸數四十二戸、男五十四人女四十四人
一佛國　戸數七戸、男五人女五人
一獨國　戸數四戸、男十八人女四人
一白國　戸數一戸、男四人女三人
一露國　戸數一戸、男二人
一清國　戸數四百四十二戸、男二千二百九十八人女二十八人
一伊國　戸數一戸、男一人女一人
以上合計戸數五百十一戸、男二千三百九十五人女九十八人、人口計二千四百八十五人

△警察上の取締に屬する營業者數及び其の種別左の如し

一質屋九十六戸、一古物商五十八戸、一旅人宿六十戸、一下宿屋三十五戸、一料理店百四十六戸、一西洋料理店五戸、一飲食店二百三十戸、一湯屋二十七戸、一屠獸業八人、一獸肉商二十三人、一牛乳搾取業五人、一氷商五人、一銃砲火藥商六人、一理髮業九十五人、一髮結二十二人、一貸人力車業八人、一人力車輓子六十六人、一藥種商三十一人、一賣藥商二十九人、一代書業十六人、一鍼灸術五人、一入齒細工四人、一印判彫刻十四人、一周旋業二十五人、一給水業五人、一諸興行三ヶ所、一遊技業四十ヶ所、一藝妓二百四十九人、一酌婦三百三十九人、一仲居百八十四人、

●自衛團員の不埒　江華島自衛團員末永某なるものは二月七日島民三名が賭博をなせる現場に踏込み之を恐喝し金廿一圓を騙取し又同島一進會員徐喜郭は客年八月廿三日皇帝陛下の慶賀費として獻納すべしと稱し島民より金四十圓を騙取したることを探知し去る十二日右の二名を逮捕取調たる處以上の事實を自白したるを以て直ちに刑事訴追に附せり

●大に花を鬪はす●●●●●　東署孝橋附近の某藥局に於ては近頃附近の青年を誘致し晝夜弄花をなし近隣の物議を醸し居るが警察官は尋常視し之が取締をなさずと云ふ

電車々掌の不親切

韓美電氣會社の不都合なる行爲に就ては既に世上の一問題となり居れるが近頃電車の車掌までが横着を構へて既に去る十八日午後四時四十分頃南大門附近水閣橋の邊りにて福岡縣北會津郡町北村の者にて目下本町八丁目三原英彦方に住する郵便局小使加藤開次（二十）といへるが誤つて車臺より轉落し電柱に觸れて面部左額に長さ二寸深さ骨膜に達するの重傷を負ひ苦悶しつゝあるに車掌の金永澤、鄭興朱の兩名はこれを冷視しつゝ龍山へ向つて車臺を進行せしめたり豐次は途上に倒れしまゝ苦悶し居れるを見たる一人斯くと南部警察署へ急報せしより野口巡査出張し南大門立番巡査有馬外一名と共にこれに應急手當をなし戸田醫院に連れ行き治療せしめしが車掌の不親切は言語同斷のことゝもなり

●淫賣代の取戻悶著　昔し伊達陸奥守が高尾といへる娼妓にふられた例もあるがシカモ大和民族か韓コロの蝎甫にふられたとは情ない奴なり其の事實をざつと掻つまんでいへば熊本縣平民にて龍山元町三丁目の鍛冶職川野榮助（二十）山口縣平民同所仕大工職濱元圭一（二十）の兩名は去る十九日午後十時頃一杯機嫌にて當地駱洞の某蝎甫屋に至り二人とも一圓宛にて蝎甫を購ひ寢に就きたるに夜の一時頃に及んで兩人の敵方なる蝎甫兩人とも病氣の故を以て去りたるより榮助圭一の兩人は蝎甫風情にて我々日本男子を振るとは何事ぞと大に怒り右代二圓を返して呉れよと屋主に迫り屋主は病氣なれば詮方なしといへるより兩人はやゝ亂暴に及ばんとするより屋主より會洞の巡査派出所へ屆出たるを以て同所の巡査出張して取調の末既に半夜を寢ねたることなれば殘額五十錢宛を支拂はしむることゝし五十錢宛を返戻せしむることに雙方を說諭し兩人もこれには異議を唱ふる能はず悄々引き取りたりと

●溫突のボヤ　一昨十八日午後十時頃南署水標橋十四統十二戸禹敬命方より出火し將に大事に至らんとせしを家人及び近所の者寄つて集つて消し止め幸に事なきを得たりしが原因は同家の雇人金姓女なるものが溫突に火を焚き附け居る際煙筒掃除の不完全なりし爲夫より火を發したるものなりと

●韓人強盜　去る十八日午後七時頃桂洞十五統一戸元正尉李完鎔方へ賊四名押入り眼鏡風動其他雜品金錢等を强奪し逃去したりと

●韓國私立學徒の種痘●●●●●　官公立學校學徒に種痘を施行したるは既報の如くなるが私立學校に對しても至急種痘を施行す可き旨學部より訓令を發したり

●水原新報發刊●●●●　在水原の本邦人有志者は去る十一日の紀元節をトし騰寫版刷にて見出しの如き新聞を發行したり發行は毎月七回將來の發展を希望す

●京城藥報の發行●●●●●　表題の如き新聞は藥事に關する事項のみを記載し毎月一回づゝ三の日に發行するよしにして其初號は來る三月三日に刊行すべしと云ふ

●宮內府公告の訂正　昨日三面六段に揭載せる宮內府の公告中「路圖」とありしは「實測圖」の誤りに付き茲に訂正す